

平成 2 9 年 7 月 2 8 日 開会

平成 2 9 年 7 月 日 閉会

平成 2 9 年第 3 回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

議案第 1 号	平成 2 9 年度江差町一般会計補正予算（第 5 号）について…………… P 1
議案第 2 号	工事請負契約の締結について…………… P 1 3
議案第 3 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について…………… P 1 5
議案第 4 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について…………… P 1 7
議案第 5 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について…………… P 1 9

議案第 1 号

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 5 号）について

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2, 4 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 6 3 7, 4 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 7 月 28 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成29年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	観光費	町営レストラン業務用冷凍庫購入	714					714	
教育費	文化会館管理費	文化会館消防側塔屋改修	1,728					1,728	
計			2,442					2,442	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		52,198	2,442	54,640
	1 繰越金	52,198	2,442	54,640
歳入合計		5,635,006	2,442	5,637,448

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		264,459	714	265,173
	1 商 工 費	264,459	714	265,173
10 教 育 費		494,314	1,728	496,042
	5 社 会 教 育 費	95,124	1,728	96,852
合 計		5,635,006	2,442	5,637,448

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰 越 金	52, 198	2, 442	54, 640
歳 入 合 計	5, 635, 006	2, 442	5, 637, 448

(歳出)

単位：千円

[illegible]

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	52, 198	2, 442	54, 640
1 繰越金	52, 198	2, 442	54, 640
1 繰越金	52, 198	2, 442	54, 640
歳 入 合 計	5, 635, 006	2, 442	5, 637, 448

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	2,442	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商工費	264,459	714	265,173				714
1 商工費	264,459	714	265,173				714
3 観光費	84,466	714	85,180				714
10 教育費	494,314	1,728	496,042				1,728
5 社会教育費	95,124	1,728	96,852				1,728
4 文化会館管理費	47,428	1,728	49,156				1,728
歳 出 合 計	5,635,006	2,442	5,637,448	0	0	0	2,442

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
12 役 務 費	43	手数料 その他手数料（既存冷凍庫撤去・廃棄）
18 備 品 購 入 費	671	町営レストラン業務用冷凍庫
15 工 事 請 負 費	1, 728	文化会館消防側塔屋改修工事

議案第 2 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年江差町条例第 1 5 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | （仮称）新陣屋団地 1 号棟建築主体工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字陣屋町 1 2 7 番地 6 ほか |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 7 1, 8 2 0, 0 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字桧岱 2 1 5 番地
亀田工業株式会社
代表取締役 亀 田 宏 |

平成 2 9 年 7 月 2 8 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円以上の工事の請負契約であるため。

議案第 3 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成 29 年 7 月 28 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年 6 月 1 日付け西胆振消防組合が処理をする事務の追加により名称を変更及び平成 29 年 8 月 1 日付け江差町ほか 2 町学校給食組合を構成する 3 町のうち 1 町の脱退による名称の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第 1 を改めることについて協議するため。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改変する理約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改変する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

第4号議案

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成29年7月28日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成29年6月1日付け西胆振消防組合が処理をする事務の追加により名称を変更及び平成29年8月1日付け江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表の(2)一部事務組合及び広域連合の表を改めることについて協議するため。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規程

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 5 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

平成 29 年 7 月 28 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年 6 月 1 日付けの西胆振消防組合が処理する事務の追加による名称の変更及び平成 29 年 8 月 1 日付けの江差町ほか 2 町学校給食組合を構成する 3 町のうち 1 町の脱退による名称の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 及び別表第 2 を改めることについて協議するため。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

